

平成 30 年
第 1 回 定 例 会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

平成30年第1回定例会の開会にあたり、先ず、先般ご報告させていただいております、都市計画税にかかる余剰金の発生につきましてご説明申し上げます。

この都市計画税においては、都市計画事業の減少、過去に実施した都市計画事業に対する地方債償還額の減少等により、平成22年度以降、慢性的に都市計画税収に余剰金が発生している状況となっております。

都市計画税は目的税であり、現状のまま放置することは問題であることから、新年度中に特定目的基金を設置し、財政調整基金からの取り崩しによる、累積余剰金の積み立てを行う必要があります。今後の財政運営に相当な影響が発生する事態となったものであります。

余剰金処理を遅らせ、市政に対する不信を招く事態となりましたことにつきまして、市民の皆さま、議員の皆さまに謝罪申し上げます。

今後の対応につきましては、平成30年第2回定例会において、都市計画事業のための特定目的基金の設置条例を上程し、累積余剰金の積み立てを行い、今後の都市計画事業へ充当していく考えであります。

さらに、毎年度発生する余剰金への対応につきましても、平成30年度中に、都市計画税の対象事業拡大等、解決に向けての方策を検討してまいりたいと考えております。

こういった状況から、私の選挙公約である放射線治療装置リニアックの更新については、今後の市全体の財政運営におけるバランスや、整合性を総合的に検討した結果、平成30年度当初予算でのリニアック更新関連予算の計上を断念することに至りました。

このことについて、改めて、市民の皆さま、議員の皆さまに謝罪申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

(はじめに)

それでは、平成30年度当初予算を含めた諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」のもと、平成33年度までの5か年の取り組み方針を定め、「おわせ^{ひと}づくり」を重点的な取り組みとし、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関連性についても、明確に表記しているところであります。

本計画に基づき、政策分野全般を横断した観点で、人口減少、超高齢社会等に対応した施策を、総合的・一体的に展開し、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

その中において、市民憲章にも掲げている、ふるさと尾鷲に誇りを持ち、豊かな未来を築いていくことが重要であることから、自分たちのまちは、自分たちで守るといった「思い」を反映させたいという考えであります。さらに、市民の皆さまからのアイデアによって、「豊かなまち—おわせ」を作り上げていくといった、活力ある気持ちを大切に、今後、しっかりと施策に組み込む体制を整えていく考えであります。

また、昨年10月に立ち上げました「市政推進プロジェクト」につきましては、現在具体的な計画を立案しているところであり、計画を策定次第、順次お示しさせていただきます。この取り組みの一環として、「ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンプロジェクト」におきましては、市民の皆さまのお力をいただきながら、キャンペーンを展開していく考えでありますので、ご協力をお願い申し上げます。

(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

次に、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り

組みについてであります。

新年度につきましても、引き続き「地方創生推進交付金」を活用し、しごと創生分野では「地域産品の高付加価値化と食のまちづくりによる雇用創出事業」と「世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進事業」を実施してまいります。さらに、定住・移住分野及び子育て支援分野においては、「子育てしたい・しやすいまちづくりによる移住促進事業」を実施し、それぞれの事業において、地域間連携、官民協働等を踏まえ、事業を実施してまいります。

これらの事業内容につきましては、それぞれの分野の項目において申し述べさせていただきます。

（健康づくりの推進）

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市におきましては、ウォーキングや健康体操を中心とした健康増進、また、「食のまちづくり」の一環としての健康弁当の普及など、市民の皆さまの健康づくりに取り組んでおります。

地域力を生かした健康づくり事業の充実と、健康寿命の延伸をめざす「尾鷲市健康増進計画」のもと、「生活習慣病・メンタルヘルス・お口の健康・喫煙」について、市民の皆さま及び各組織団体のご協力のもと、「尾鷲健康増進の会（通称O w a s e H A P P Y）」において、広く普及啓発を行っております。

また、生活習慣病である「糖尿病及び糖尿病腎症^{とうにょうびょうじんしょう}」の重症化予防については、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、紀北医師会及び尾鷲総合病院と連携してまいります。

次に、健康ウォーキング事業では、サポーターを中心に地区会等と協働で取り組み、「尾鷲市健康ウォーキングマップ」を活用し、本事業を定期的に開催しております。

なかでも、「ヘルスケア事業」として注目されている、三木里海岸を活用したタラソウォーキングは、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくり活動が好評を得ていることから、これを活用し、

市外からの集客・誘客につなげる取り組みを進めてまいります。

（障がい者福祉の推進）

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

本市の障がい者施策につきましては、「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を基本目標に、「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画」に沿って進めており、本定例会に、次期「尾鷲市障がい福祉計画」及び新たに策定する「尾鷲市障がい児福祉計画」を議案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画」における重点施策として、一人ひとりに合った働き方ができるよう、支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する「就労及び雇用の支援」や、地域で安心して生活ができるよう、グループホーム等の居住環境の整備に努める「住まいの確保」、さらに、障がいを早期に発見し、一人ひとりに合った途切れのない発達支援を目指す「障がい児支援の充実」などに取り組み、障がい者の自立及び社会参加を推進してまいります。

（生活保障の確保）

次に、生活保障の確保についてであります。

生活保護制度に加え、「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、尾鷲市社会福祉協議会と連携しながら、生活が困窮している人の自立促進を図るための生活困窮者施策に取り組んでおります。

その内容として、包括的な相談支援を行う「自立相談支援事業」、離職により住宅を失った場合に、家賃相当額を一定期間支給する「住宅確保給付金事業」、家計に問題を抱える生活困窮者への家計再生計画などを作成する「家計相談支援事業」のほか、「被保護者就労支援事業」など、自立に向けた支援の充実に取り組んでおります。

今後も、生活困窮者施策を経済的困窮という視点だけでなく、社

会的孤立を防ぎ、真の自立につなげる新たなセーフティネットとして、寄り添い型の支援を推進してまいります。

（高齢者保健福祉の推進）

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるため、地域全体で支え合うことができるよう、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働で「地域包括ケアシステム」の構築を進めております。

「地域包括ケアシステム」の構築については、次期「尾鷲市高齢者保健福祉計画」及び「紀北広域連合介護保険事業計画」においても重点施策に掲げており、新年度からは新たに「在宅医療・介護連携事業」等を実施していく考えであります。

次期「尾鷲市高齢者保健福祉計画」につきましても、本定例会に議案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

地域の医療機関と介護事業所等が連携し、高齢者の在宅生活を支える「在宅医療・介護連携事業」につきましても、医師及び介護事業者からの相談に応じ、適切な支援を行うことで在宅医療の充実を図るため、紀北医師会及び関係機関の協力を得て、尾鷲総合病院内に「在宅医療介護連携支援センター」を設置いたします。これにより、質の高い在宅医療及び介護を提供できる体制を充実させ、地域医療を支えてまいります。

次に、認知症施策の推進につきましても、医師及び保健師等による「認知症初期集中支援チーム」を設置し、専門医療機関との連携、相談と見守り体制の充実を図り、早期診断と早期治療につなげ、認知症高齢者の在宅生活を支援してまいります。

また、認知症の方やその家族に対する周囲の理解とサポートも重要なことから、認知症を正しく理解し、地域全体で支えるための「認知症サポーター」の養成を引き続き行うとともに、認知症等により

徘徊の恐れのある、高齢者等の安全と介護者への支援を図るため、介護事業所や金融機関等の協力を得て実施する「尾鷲市高齢者等SOSネットワーク事業」や「尾鷲市高齢者見守り事業」などを活用しながら、地域全体で見守り支える仕組みを一層充実させてまいります。

次に、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活するための支援につきましては、高齢者の集いの場としてのサロンの開催や、要支援及び要介護の高齢者に対する「ごみ出し支援」、安否確認を兼ねた「配食サービス」等を実施しております。今後、これらのサービスの充実に加え、新たな課題として、「買い物支援」や「見守り、移動支援」などについて、新たな仕組みづくりを検討する「生活支援体制整備事業」を、尾鷲市社会福祉協議会及び各地区・関係機関と連携して取り組んでまいります。

（子育て支援の推進）

次に、子育て支援の推進についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住移住につなげる「子育てしたい・しやすいまちづくり」に向け、「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、保護者のニーズに合わせた子育て支援に取り組んでおります。

妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う「子育て世代包括支援センター」につきましては、新年度の機構改革に伴い、福祉保健課に「子育て支援係」を新設し、「健康づくり係」と併せて、福祉保健センターに、子育て支援のワンストップ拠点としてスタートいたします。

同センターでは、母子保健から子育て支援、児童発達支援、児童虐待防止などを連携させることにより、保護者のニーズに対して包括的に対応できるよう、母子保健及び児童福祉の充実に取り組んでまいります。

なかでも、新たな取り組みとして産後早期より母子への心身のケ

アと育児サポートを行う「産後ケア」を実施するほか、児童発達支援に関わる職員の専門性向上を目指し、「三重子ども心身発達医療センター」への研修派遣を行うなど、本市に合った効果的な発達支援体制を構築してまいります。

さらに、本年4月に新園舎となる尾鷲第四保育園では、保護者の多様なニーズに対応する「一時預かり保育事業」を開始するとともに、本年9月からは、子ども医療費助成対象を中学生通院に拡大するなど、子育て支援を一層充実させることで、児童の福祉向上と「子育てしたい・しやすいまちづくり」を着実に進めてまいります。

（生涯教育の推進）

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、家庭教育、社会教育、学校教育と密接に関係しながら、また、地域の伝統文化や自然の魅力も活かしながら、総合的な学習の機会を創出・提供するために、関係機関、団体、サークル等との連携のもと進めているものであります。

特に、新年度からは、より市民の皆さまの視点に立った生涯教育の機会を創出・提供するため、図書館及び中央公民館について、これまで休館としておりました「第三日曜日」と「祝日」を開館し、サービスの拡充を行ってまいります。

また、新たに福祉保健課に設置する「子育て支援係」との連携のもと、若者の定住のための子育てしたい環境づくりを推進します。

加えて、自然や地域コミュニティの豊かさなどを活かした、都市部にはない子育ての魅力として、「教育・学び」の側面から、地方創生推進交付金を活用した「わんぱく子育て」「本読み子育て」「見守り子育て」における各事業を展開し、都市部の移住希望者にこれらの情報を発信いたします。

こうした取り組みを通じて、「未来を担う若者たちが定住移住したいと思える魅力あるまちづくり」につなげてまいります。

(地域おこし協力隊及び定住移住の促進)

次に、地域おこし協力隊及び定住移住の促進についてであります。

先ず、地域おこし協力隊につきましては、新たに本年2月1日に定住移住コンシェルジュとして1名が着任し、3月1日からは、九鬼地区及び三木浦地区に、4月1日からは、早田地区にそれぞれ1名ずつの着任を予定しており、各地区の地域課題の解決と地域資源を活かしたまちづくりを地域の皆さまと協働で進めてまいります。

九鬼地区では、新たに協力隊員を配置し、食堂「網干場」を拠点とする食を通じた交流促進の取り組みを継続的なものとするとともに、隊員自身の定住を見据えて、営業形態や経営体制の刷新など、リニューアルに取り組んでまいります。

早田地区では、協力隊員を増員し、2名体制で地域資源の新しい活用や地域の女性雇用を目的に「通信販売事業・海まかせ」や「魚さばき会」、「朝^{あさ}どれ魚^{さかな}の移動販売事業」などを充実させ、都市部を中心にPR活動を行ってまいります。

梶賀地区では、昨年4月に株式会社梶賀コーポレーションを設立し、「梶賀のあぶり」の商品開発や販路拡大に取り組んでおります。同社は、この取り組みが評価され、「平成29年度農山漁村女性活躍表彰」の女性地域社会参画部門において、水産庁長官賞の受賞にいたっております。

三木浦地区では、新たに協力隊員を配置し、まちの方々の交流・憩いの場づくりとして、閉店した飲食店の再生と経営を主なミッションとし、まちを訪れる方と地域の方との交流促進や、まちの魅力発信とともに取り組んでまいります。

一方、定住移住の促進につきましては、「おわせ暮らしサポートセンター」を拠点として、新たな協力隊員を加え、1人でも多くの方に定住移住していただけるように、空き家バンクや仕事バンク等の充実、移住体験住宅の利活用の推進、都市部で行われている移住フェアにも積極的に参加するなどの取り組みを進めております。

本年4月からは「おわせ暮らしサポートセンター」がNPO法人

として立ち上がる予定であります。移住者と地域を繋ぐ中間支援組織として期待されるところであり、本市としても緊密に連携し、定住移住先として選ばれる魅力づくりを進めてまいります。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

本市においては、南海トラフ巨大地震等により甚大な被害が予想されるため、発災後、迅速かつ的確な応急対策活動、国や県、関係機関等の円滑な応援の受け入れといった、効果的な被災者支援につなげることが重要であります。

東日本大震災や熊本地震では、多くの自治体からの応援職員による広域応援時の受援体制や、物資の円滑な受け入れと被災者への供給にかかる課題が明らかになっております。

このことから、昨年11月に行われた三重県・尾鷲市・伊賀市・紀北町での総合防災訓練における実働訓練において、物資輸送についての検証も行ったところであります。

現在、国のプッシュ型支援や県から輸送される物資については、受け入れる拠点との協定を締結し、受け入れ体制を整えたところであり、新年度では、避難所までの物資輸送を一連のものとして捉えた「災害物流」についての体制づくりを進めてまいります。

また、大規模災害が発生した場合でも、災害関連死などの避難所で起こりうる様々な問題を、可能な限り回避することを目的として、市民の皆さまの命を守るための「尾鷲市避難所運営マニュアル」を、本年度中に作成いたします。

今後は、事前の復旧・復興について、地域ごとに市民の皆さまとともに検討を重ね、それぞれの地域に対応したマニュアルの作成に向けて取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、災害に備えることが当たり前、という防災文化を醸成するため、市民が主体となって取り組む自主防災活動の促進や、子どもたちへの防災教育を、継続して実施してまい

ります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市におきましては、当地の代表的な漁業である大型のブリ定置網や各種の定置網、熊野灘に來遊するカツオ、マグロなどの回遊性資源やマダイ、ヒラメなどの底魚^{そこうお}資源を漁獲対象として営まれる一本釣り漁業のほか、マダイを中心とする魚類養殖業などの多様な漁業が営まれており、四季を通じて豊富な魚種が水揚げされております。

これらの特色を生かして、本市の水産業は、漁業、水産加工業、小売・卸売業や運送業などの水産物流通が、飲食業などとも密接に関連しながら、基幹産業として、これまで地域経済の一翼を担ってきており、水産業の振興が、地域経済の活性化を図っていく上で、重要な課題であると考えております。

本市では、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、農林水産物のブランド化の推進を目標のひとつに掲げております。さらに、「市政推進プロジェクト」の「水産事業再生プロジェクト」にて、事業実施に向けた検討協議を進めているところであり、本市の地域資源である多種多様な水産物の特徴を活かした振興を図るため、漁協、漁業関係や水産関係の皆さまと幅広く意見交換する中で、生産技術の高度化、高付加価値化などを支援するとともに、「おわせの魚」の知名度向上と消費拡大、情報発信等を進めてまいります。

また、漁業後継者の確保・育成につきましては、関係者と連携して「尾鷲市漁業体験教室」の開催や「早田漁師塾」への運営支援などを通じ、漁業に関する経験や知識を習得するための環境を整え、意欲ある若者の新規参入を促すとともに、就業フェアなどを活用した漁業就業希望者への情報発信やアプローチ、大型定置網漁業への就業を目的とした、長期研修への支援などを総合的に実施し、本市

の漁業の将来を担う人材を確保・育成してまいります。

また、^{ぎょしょく}魚食普及や地域での漁業に関する学習への取り組みにつきましては、漁業の重要性や^{ぎょしょく}魚食文化の継承の点から重要と捉え、漁業者や水産関係者、地域や学校と連携し、様々な学習会や水産業の魅力などについて、学べる機会を設けるなどの取り組みを実施してまいります。

次に、水産物を持続的、安定的に供給し、地域を支える水産業を実現していくため、引き続き、種苗放流事業などの栽培漁業、資源管理を推進し、あわせて漁業者、漁協、地域の皆さまと連携して、沿岸海域での生物の産卵、育成、水質浄化機能等の重要な役割を担う、藻場・干潟の再生整備に取り組んでまいります。

また、漁協合併協議の動向なども踏まえながら、地域の拠点市場^{いちば}としての役割や水揚げ基地としての市場機能の強化などについて、協議を重ねてまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るための「水産基盤ストックマネジメント事業」につきましては、これまで市が管理する8漁港全ての機能保全計画の策定を終え、当該計画に基づく施設の保全工事を順次進めております。

須賀利漁港につきましては、平成25年度より機能保全工事を行っているところであり、新年度におきましても、市場前物揚場の第6期工事^{いちばまえものあげば}を実施し、須賀利漁港全体計画の完了を目指してまいります。

また、新たに行野浦漁港につきましては、特に老朽化が著しいことから、新年度において測量・調査・設計業務を行い、平成32年度の機能保全工事完了を目標に事業を実施してまいります。

（商工業の振興）

次に、商工業の振興についてであります。

先ず、みえ尾鷲海洋深層水の利活用促進につきましては、重要な

地域資源として、今後も指定管理者との連携を深めながら、利活用を推進していくとともに、食品事業者等へのPR及びマッチング商談会等での紹介、県の関係セクションとの連携など、ネットワークを活用した海洋深層水の利活用促進を積極的に行ってまいります。

一方、施設管理面においては、平成22年に船舶の投錨^{とうびょう}により、海洋深層水取水管の損傷事故が発生したことから、再発防止策として、平成23年に5基の灯浮標と2基のレンジライトを設置し、安全対策を図っております。

しかしながら、灯浮標については設置から7年が経過し、昨年9月に実施いたしました灯浮標係留索の潜水調査において、最も摩耗・腐食している部分の摩耗率が50%という結果を受け、安全性が確保できないことから、新年度におきまして、係留索の取り替えを実施してまいります。

また、市内外の皆さまに海洋深層水に親しんでいただくことを目的として、アクアステーションでの「深層水フェスタ」をはじめ、地元のアクアサポート古江の皆さま等の協力による各種の体験交流イベントについても、引き続き開催してまいります。

新年度におきましても、指定管理者である尾鷲商工会議所をはじめ、関係機関・団体と十分連携しながら、市内外のより多くの皆さまに海洋深層水をご活用いただけるよう、取り組んでまいります。

次に、食の産業開発事業についてであります。

本市の独自性のある地域資源を活用し、「食」をテーマとした付加価値の高い新たな商品やサービスを生み出しながら、地域産業の活性化、雇用の創出を目的とした「地域産品の高付加価値化と食のまちづくりによる雇用創出事業」を、地方創生推進交付金事業の一環として実施しております。

この事業において、尾鷲商工会議所との連携のもと、地元事業者の抱える課題について、外部専門家からアドバイスをいただく「おわせ いっぴんLABO」を実施し、参加事業者に地域素材を活用した飲食メニューや特産品の開発、既存商品のブラッシュアップな

どに取り組んでいただいております。

この取り組みを通じて開発された特産品につきましては、尾鷲まるごとヤーヤ便、ふるさと納税返礼品制度に活用してまいります。

さらに、都市部等の消費者へのマーケティング調査を通じて、特産品の完成度をより高め、当地域への来訪者のお土産需要などに対応することにより、物産振興による地域活性化につながっていくものと期待しているところであります。

また、新年度におきましては、東紀州地域振興公社と連携した都市部等でのプロモーション活動や、東紀州産業活性化事業推進協議会と協力しながらの新規販路の開拓など、関係機関との連携を強化し、事業に取り組んでまいります。

さらに、各実行委員会等で積極的に取り組まれております「尾鷲旬のコツまみバル」や「おわせ棒」等の食の関連イベントと相乗効果を上げながら、「尾鷲の食」の魅力を情報発信し、「食のまち尾鷲」としてのブランド化につなげてまいりたいと考えております。

（観光業の振興）

次に、観光業の振興についてであります。

観光交流につきましては、本市ならではの自然や歴史、産業等を活かした体験メニュー、熊野古道やまち歩きなどの観光ルート及びその情報発信につきましては、「市政推進プロジェクト」の「観光事業再構築プロジェクト」にて、具体化に向けた検討協議を進めているところであります。

また、夏の最大イベントである「おわせ港まつり」や、地域の伝統文化を活かした「全国尾鷲節コンクール」、本市の豊かな自然を活用した「おわせ海・山ツアーウォーク」、「尾鷲磯釣り大会」等の観光イベントによる集客交流を促進しながら、地域活性化を図ってまいります。

まちなかのにぎわいづくりといたしましては、引き続きふるさとガイドによる熊野古道来訪者等への市内観光スポット、特産品、宿

泊等の情報提供や、まちの駅ネットワーク推進事業でのオリジナルガイドブック「尾鷲アルコマチ」による、まちなかの魅力発信を行うなど、滞在時間の延長による消費拡大や、交流人口の増加による賑わいの創出を推進してまいります。

また、地方創生推進交付金も活用しながら、県と東紀州5市町が広域連携のうえ、外国人観光客の誘客等を進めるため、観光客のニーズに基づいた戦略的なマーケティングと地域の関係団体との連携を担う「観光DMO」の立ち上げを目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に、観光受入施設の充実についてであります。本市の中核的な観光交流施設である「夢古道おわせ」につきましては、温浴施設のリピーターである地元の利用者はもとより、市外からの利用者も増加しております。また、尾鷲ヒノキの間伐材を入浴木に活用した全国事業展開も好評を得ており、今後とも「夢古道おわせ」の魅力アップを図りながら、地域の魅力を情報発信し、地域活性化の拠点施設として、さらなる発展に努めてまいります。

一方、これらを踏まえ、本市の魅力を知ってもらい「食べたい」「買いたい」「訪れたい」といった動機を起こさせるきっかけづくりとして、魅力ある質の高い観光情報等を積極的に提供していく手法が重要となります。そのために、マスメディアやホームページ、SNS等さまざまな媒体を通じたシティーセールスを図りながら、経済的、商業的な観点からの戦略的な情報発信・広報活動を展開していくため、「おわせ魅力発信担当」を配置し、地域の産業や文化、特産品や観光ルートなど、本市の魅力を発信してまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

昨年3月「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が日本農業遺産に認定されたことから、尾鷲林政推進協議会において協議を重ね、保全計画を策定いたしました。

現在、この保全計画に沿って尾鷲ヒノキの育林技術の継承や持続可能な林業を推進するために、モデル林の整備を予定しており、また、同協議会が中心となり、「尾鷲ヒノキ林業マニュアル」の作成などを行い、伝統的な尾鷲ヒノキ林業システムの保全に努めてまいります。

次に、「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用した取り組みについてであります。

先ず、尾鷲総合病院ロビーを尾鷲ヒノキ製の受付カウンターなどにすることで、来院された患者さんの心を癒す、木の温かみや安らぎのある空間を構築してまいります。

また、林業と係わりの深い「林業研修センター」の内装を尾鷲ヒノキで木質化いたします。利用者には、木の薫る快適な空間を提供し、また、「モデルハウス」として活用することで、多くの方に木の持つ温かみや、癒し効果を体験していただく機会を設けてまいります。

さらに、「三重とこわか国体」のデモンストラーションスポーツに選ばれた「クッブ」の競技用具を作製いたします。児童から大人まで競技を普及させたいことから、学校への配布や市民の皆さまに貸し出す準備も整え、スポーツ振興と林業振興にもつなげてまいります。

加えて、木育事業の一環として、保育所に「尾鷲ヒノキ製遊具」を整備してまいります。園児に対し、幼いころから木とふれあうことで、木に親しみを感じて貰う機会を提供してまいります。

また、安全・安心な生活環境の構築を図るため、自治会や地区会などが事業主体となり、危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する「人家裏等危険木伐採事業」を継続実施してまいります。

いずれにいたしましても、事業実施により、市民の皆さまに森林の重要性・必要性について広く周知に努めるとともに、地元特産品である尾鷲ヒノキのさらなるPRにつなげていく考えであります。

次に、尾鷲ヒノキの需要拡大についてであります。

本市は、東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結し、「みなと森と水ネットワーク会議（通称ユニフォーム）」に加入していることから、これを足掛かりに首都圏だけでなく、他の地域においても加入している企業等に、尾鷲ヒノキの積極的なPR活動等を実施することで、引き続き新たな販路拡大を目指してまいります。

また、「市政推進プロジェクト」の「尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクト」については、「尾鷲ヒノキのブランドの向上、付加価値の高い商品づくり、販路拡大」の3つを柱に協議を重ねているところであり、発案された事業の中身を精査しながら、新年度から具体的な行動計画に反映してまいります。

次に、林道基盤整備事業におきましては、「農山漁村地域整備交付金」を活用した市管理林道における、林道橋梁老朽化に伴う修繕工事を継続実施しており、通行車両の安全を確保することで施業の効率化を図ってまいります。

（農業振興）

次に、農業振興についてであります。

農業生産活動を支援することを目的に、天満地区においては、「中山間地域等直接支払事業」を継続し、また、三木里地区においては、「多面的機能支払交付金事業」を継続してまいります。いずれも、活動計画に基づき実施される地域の共同活動を支援するものであり、農業の持つ自然環境の保全や美しい風景の形成といった、多面的機能の発揮が期待されるものであります。

次に、農業基盤整備事業におきましては、収穫や出荷時の農作業を行ううえで、欠くことのできない農道整備を進めてまいります。天満地区における農道^{きたうらすいじ}北浦水地線では、舗装面の破損が著しいことから、舗装工事を進めていくとともに、三木里地区においては、営農支援を目指し「中山間地域総合整備事業」^{ちゅうさんかん}を活用した新たな農道の整備を進めてまいります。

（獣害対策）

次に、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による有害鳥獣の活動域の把握や、被害多発地域での追い払い、緊急的な捕獲活動などにより、一定の成果が出ていることから、引き続き粘り強い対策を継続してまいります。

また、猟友会尾鷲支部のご協力のもと、ニホンジカ、イノシシ並びにニホンザルの捕獲に際して、「有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業補助金」並びに「尾鷲みどりの基金」を活用した報償金制度を継続し、捕獲による積極的な頭数管理を実施することで、生活被害などの軽減を図ってまいります。

さらに、地域ぐるみで追い払い活動などの実施を検討している地区におきましては、県と連携を図りながら、専門家を招いた獣害対策研修会を開催し、より効果的な被害軽減対策に向けた支援を、引き続き進めてまいります。

（学校教育の充実）

次に、学校教育の充実についてであります。

先ず、新年度を始期とする「尾鷲市教育ビジョン後期推進計画」は、本年度策定を進めており、本定例会においてお示しさせていただきます。本計画では、就学前教育・学校教育・生涯教育の3つの柱に沿って、今後5年間の進むべき方向性を検討してまいりました。本市には様々な教育課題があり、その課題解決のためのアクションプランを示し、市民の皆さまとの共通理解のもと、教育の充実を目指してまいります。

また、「学校・園を核とした地域づくり」を重視し、保護者や地域の皆さまからの多くの支援のもと、様々な活動の中で子どもたちの成長を促し、交流や触れ合いなどを通して、地域の人々の楽しみや活力にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、学力向上の取り組みにつきましては、学校教育の充実とと

もに、「放課後のまなび場づくり」や「家庭学習の充実」、「読書活動の推進」などに向けて、情報提供、啓発を行いながら、家庭や地域、学校が連携・協働した取り組みを推進してまいります。

次に、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から、新しい学習指導要領が完全実施される予定であり、これまでの知識偏重型から脱却して、「何を学ぶか」だけではなく、「何ができるようになるか」を重視する方針であります。また、小学校では英語が教科化されるとともに、「特別な教科」としての道徳が、小学校では新年度から、中学校では平成31年度から教科化されます。これらの改定に対し、今後も引き続き研修会の開催や実践事例の検討などを重ねながら、英語教育や道徳教育の推進を図ってまいります。

次に、学校教育施設についてであります。

学校施設の老朽化による不具合が多く発生していることから、少しずつではありますが、緊急度の高いものから、随時その改修に取り組んでまいります。

次に、三木・三木里小学校の統合につきましては、これまで保護者、地域の皆さまのお力添えで作りに上げていただいた、「里山・里海を活かした学校づくり・地域づくり」を進めて、他地域から子どもを引き込む取り組みを進めようという考え方を、私も評価させていただいたうえで、子どもたちの速やかな安全確保を第一に考え、安全性、利便性、快適性、経済性を調査し、協議を進めてまいりました。

しかしながら、速やかな安全確保をはじめ、昨今の予想をはるかに上回る児童数の減少等、今後の見通しなどを総合的に判断した結果、誠に残念であります。両校の統合については、断念せざるを得ない、という判断をするとともに、平成31年4月に輪内地区で耐震整備されている賀田小学校へ3校を統合するという結論に至りました。

これまで長い時間をかけて学校づくりにご協議をいただきました

保護者、地域の皆さまには誠に申し訳なく思っております。

今後の3校の統合につきましては、保護者や児童、地域の皆さまの期待に応えられるよう、より安全な教育環境のもとで、輪内地区ならではの魅力ある学校づくりについて、保護者の皆さまの参画をいただきながら、スピード感を持って協議を進めてまいります。

(生涯スポーツの推進)

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

「尾鷲市スポーツ推進計画」の基本理念である「だれもが楽しめるスポーツの振興 ～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～」に基づき、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

平成33年開催の「三重とわか国体」につきましては、「正式競技」である「オープンウォータースイミング」の大会開催に向けた誘致を積極的に進めており、会場地として選定された際には、国体開催地としての準備に向けた取り組みを進めてまいります。

新年度では、行政関係はもとより、本市の国体開催に関連する学校、スポーツ、地域など、幅広い関係者による準備委員会を設立し、しかるべき段階において「尾鷲市国体実行委員会」に移行させ、取り組みを本格化させてまいります。

一方で、すでに開催が決定している「デモンストレーションスポーツ」における「ユニカール」「ウォーキング」「クッブ」につきましては、県競技協会とも連携しながら、市内での競技実施団体や指導員の養成・普及に取り組み、市民の皆さまの生涯スポーツの推進を図ることはもちろんのこと、市内外に国体の「デモンストレーションスポーツ」であることをしっかりPRしていくことで、市外からの誘客にもつなげてまいります。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

東紀州地域の都市づくりの根幹となる熊野尾鷲道路のⅡ期工事

は、昨年9月に尾鷲北トンネルの貫通式が挙行政され、さらに、事業区間最大の尾鷲第4トンネルも北側からの工事に加え、尾鷲南インターチェンジ側からの工事も発注されるなど、事業が鋭意進められております。

本市としましては、今後もより一層、事業進捗が図られるよう、東紀州5市町と連携して、国や県に要望を行うとともに、この「命の道」として整備が推進される高規格幹線道路のネットワークを、本市の活性化に最大限結び付けるべく、対策を講じてまいります。

次に、本市の防災対策上の重要路線であり、活性化に向けた幹線道路となる都市計画道路尾鷲港新田線につきましては、これまでの調査・設計を踏まえ、計画路線にある用地買収及び建物補償等の交渉に入るとともに、引き続き、墓石管理者調査を継続して実施する予定であります。

また、折橋墓地の移転につきましては、本市において、移転先の検討及び墓地関係者との調整等を実施しており、引き続き進めてまいります。

今後も、当路線の早期供用に向け、地元の皆さまにはより一層のご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、平成25年9月に施行された「道路法等の一部を改正する法律」等により、道路構造物の予防保全・老朽化対策が明記され、本市でも橋梁等の道路構造物の点検・維持管理を実施してまいりました。

新年度は、継続して実施してきた橋梁の点検を完了させるとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行い、引き続き、橋梁の老朽化対策等を進め、道路利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、地籍調査につきましては、公共事業の実施や南海トラフ巨大地震の震災復旧等に向けて重要な課題であり、引き続き、国や県の地籍調査費負担金等を活用し、事業推進を図ってまいります。

(尾鷲総合病院の経営改善)

次に、尾鷲総合病院の経営改善についてであります。

尾鷲総合病院における医業収益に占める薬品等材料費比率は、自治体病院の全国平均とほぼ同水準であり、病床数200床以上300床未満の病院比較では、地理的条件による搬送コストや高額な薬品採用等を考慮しても、高い傾向にあります。

従来、医薬品材料費の購入につきましては、複数の業者に対し、価格交渉、各種折衝等を個別に行っておりましたが、新年度より、物品の採用権は従来どおり尾鷲総合病院が有し、調達先の調達権や価格交渉を行う交渉権を事業者に委譲して、一括で購入する一括調達方式を導入いたします。

これにより、一括調達業者の実績並びに経験を基に、強力な価格交渉能力をもって医薬品材料費の削減が可能となり、薬品費で約1,300万円、診療材料費で約1,200万円、合計約2,500万円の経費削減を図ることができます。

また、調達に関する全ての業務が一括調達業者に一本化されることにより、支払業務をはじめとした業務負担軽減が図られ、病棟薬剤業務等の収益が生じる業務へ注力することが可能となります。

さらに、各部署において、医薬品や診療材料の品目数や定数の見直しを行い、在庫数の削減による医薬品材料費購入額の縮減につなげる取り組みなど、職員一人ひとりが経営意識を持った業務の改善に引き続き取り組んでまいります。

一方、診療報酬の改定による施設基準の変更や、病床稼働率の減少に伴い、医業収益の減収が見込まれる中、病床機能の転換や必要病床数の適正化が求められております。

今後、療養病棟における入院基本料等による減収が見込まれることから、入院治療後に症状が安定した患者さんが、スムーズに在宅復帰するためのリハビリや退院支援など、在宅復帰支援のための、地域包括ケア病棟への転換について、検討を行っているところであります。

療養病棟から地域包括ケア病棟への転換により、医業収益の増収は見込めるものの、看護師の増員配置やリハビリ体制の充実、また、入院日数の制限への対応など十分踏まえ、前向きに検討を進めてまいります。

次に、放射線治療装置リニアックの更新につきましては、病院事業会計独自の整備は困難なことから、リニアックの更新に伴う病院事業債の償還や、高度医療に要する収支差額の繰出し等について協議を行ってまいりました。

しかしながら、一般会計の財政状況が極めて厳しい状況下にあることから、今後、病院独自のさらなる経営改善を含め、任期期間中の導入に向け、最大限の努力を尽くしたいと考えております。

（広域ごみ処理の推進）

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、東紀州5市町の共通の課題として、新たなごみ処理施設を早期に整備することが必要である、との考えで一致しております。

本市の焼却施設においては、平成3年3月に建設されてから27年を経過しており、5市町の中でも最も古く、一般的な焼却施設の耐用年数である20年をすでに経過しておりますが、施設の補修工事等を行いながら、日常生活から出る廃棄物を適正に処理し、市民の皆さまの快適な生活環境の保全に努めております。

新年度においては、4年に1回の更新工事であるバグフィルター補修及び、ろ布取替工事以外に、耐火物補修工事や経年劣化による二次灰出はいだしコンベア更新工事など、約1億6千万円を要する工事を予定しております。

広域で施設整備を行うことで、焼却施設の建設費用やこのような維持管理費等の負担が軽減できることから、東紀州5市町が共通した認識のもと、平成24年度より「可燃ごみの広域ごみ処理施設整備」に向けて検討を進めてきたところであります。

本市は、地理的にも5市町の中心的な位置にあること、また、資源ごみのストックヤードを併設し、直接搬入などの面で、将来にわたり市民の皆さまの利便性を確保したいことから、関係4市町に対して、本市で立地したい考えを示しておりましたが、広域で施設を整備する面積の確保が難しく、建設候補予定地を選定できていない状況にありました。

このような中、昨年、中部電力株式会社より、低稼働化した尾鷲三田火力発電所の今後の在り方について、あらゆる可能性を検討している、との情報を得ました。

その可能性の一つとして、「エネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデル」の内容について提案がありました。具体的には、地元の未利用間伐材等を活用したバイオマス発電に加え、ごみ処理施設の焼却時に発生する熱エネルギーも有効活用し、発電所敷地内を地産地消のエネルギー供給拠点とすることによって、新しい産業の振興等につながるまちづくりを、市と共同で検討していきたい、という内容でありました。

本市としては、5市町の広域ごみ処理施設と、本市のストックヤードを併せた面積の確保が可能であり、市民の皆さまの利便性の向上につながることや、エネルギーの有効活用による新たな産業の振興、雇用の拡大などが期待できること、早期に広域ごみ処理施設の整備が必要であることなど、総合的に判断した結果、尾鷲三田火力発電所敷地内を、本市における建設候補予定地と選定した次第であります。

このことにつきましては、本市を含め関係市町がそれぞれの議会に対して、報告をさせていただいたところであります。

本市としましては、今後、地域住民の方々に丁寧にご説明させていただき、ご理解を得た後に、関係市町の意向を踏まえて最終合意に至るよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等についてご説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第2号から諮問第1号までの28件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正等が12件、予算関連が11件、その他が4件、諮問が1件であります。

それでは各議案等についてご説明いたします。

1ページの議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたことに伴う条例の一部改正であります。

次に、3ページの議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、議案第2号同様、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたこと、及び要配慮個人情報の定義が新設されたことに伴う条例の一部改正であります。

次に、5ページの議案第4号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、平成27年4月から実施しております、給与制度の総合的見直しにおける、55歳を超える職員の給料表水準の引き下げの際の経過措置が本年3月31日をもって廃止され、それに伴い平成23年4月からの給与等の1.5%減給支給措置についても廃止となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、7ページの議案第5号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」につきましては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が、平成30年1月1日に施行されたことに伴い、退職手当の支給水準を引き下げるもので、条例に規定する調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるものであります。

次に、9ページの議案第6号「尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、財源に充当できる費用に、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を加えるものがあります。

次に、11ページの議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、地区コミュニティーセンターの開館時間について、平成30年4月1日より1年間に限り、試行的に「毎週土曜日及び日曜日」に休館日を変更すること、及び実情に合わせた表現に改めるものがあります。

次に、13ページの議案第8号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行され、高齢者の医療の確保に関する法律の規定が新設されることに伴う、条例の一部改正であります。

次に、15ページの議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、子ども医療費助成の対象を現在の12歳までの通院費を15歳に拡大することに伴う条例の一部改正であります。

次に、17ページの議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行され、今後は、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますが、保険給付、保険税の徴収、その他の重要事項については、引き続き市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置し、運営することとなるため、同協議会の規定に係る字句を改正するものであります。

次に、19ページの議案第11号「尾鷲市病院事業の設置等に関

する条例の一部改正について」につきましては、医師の退職に伴い麻酔科を廃科するとともに、東海北陸厚生局に提出している届出の実態との整合性を図るため、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、消化器外科を削除するものであります。

次に、21ページの議案第12号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の確保を図るため、県内消防団同様に退職年齢に係る条項を撤廃するものであります。

次に、23ページの議案第13号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年4月1日に施行されることに伴う、条例の一部改正であります。

次に、25ページの議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から35ページの議案第24号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの11議案についてご説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、平成28年度決算における経常収支比率が96.4%であり、平成27年度と比べ0.9ポイント悪化しており、依然として、財政の硬直化と財政運営の困難さが続いております。また、東日本大震災以降、緊急防災・減災の観点から小・中学校、保育園、橋梁等の公共施設の耐震整備を積極的に行い、市民の安全・安心な環境整備を推し進めてきたことから、平成28年度末の地方債残高が109億7,447万5千円となっております。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展などにより、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にあります。一方、歳出においては、社会保障関係経費や過去の市債償還金の増による公債費の増加が見込まれており、また、未耐震の公共施設の耐震整備をはじめとした中長期的な防災・減災対策を推進、広域ごみ処理施設整備など、財政需要の増大により、更に厳しい財政運営が求め

られております。

こうした状況の中にあっても、市民憲章に沿った「明るく・元気で・豊かなまち尾鷲」を目指し、尾鷲の再生に全力で取り組んでいかなければなりません。現在、本市の抱える諸課題を解決するために、横断的な人材活用により、行財政改革プロジェクトをはじめ7つのプロジェクトを設置・始動させ、具体的な計画実現のためのロードマップ作成に取り組んでいるところでありますが、平成30年度は、目指すべき姿の実現のために、少しでもくさびを打ち込みたいという思いで、取り掛かれるものについては具体的な取り組みを開始し、また、まだまだ不十分ではありますが、前年を踏襲した予算計上ではなく、無理・無駄を排除した予算としております。

(当初予算の規模)

それでは、平成30年度当初予算についてご説明いたします。

お手元に配付の「平成30年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比3.6%減の91億4,824万円、特別会計の国民健康保険事業会計は、15.6%減の25億954万4千円、後期高齢者医療事業会計は、0.9%増の6億1,583万2千円、公共下水道事業会計は、50.8%減の106万4千円、企業会計においては、病院事業会計で、1.8%減の47億6,456万6千円、水道事業会計で、6.3%減の8億3,607万9千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比5%減の178億7,532万5千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税は、主に土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された区域にある土地に対し、初めて減額補正を反映した評価替

えによる影響を踏まえ、固定資産税で3,439万8千円の減収、加熱式たばこの増加に伴う市たばこ税1,851万3千円の減収をそれぞれ見込んだことにより、市税全体として2.2%減の21億2,289万3千円を計上しております。

2款、地方譲与税から8款、地方特例交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、必要に応じて増減した額を計上しております。

9款、地方交付税は、国の地方財政対策において、景気回復に伴う地方税の増収を見込んだことから、地方交付税総額が減額となっております。本市におきましては、普通交付税では、基準財政収入額、基準財政需要額それぞれにおいて減額が見込まれるものの、平成29年度の算定実績を考慮し、普通交付税で2,500万円の増額、特別交付税では、地域おこし協力隊に係る経費の増加が見込めるものの交付額が年々減少傾向にあることから、1,300万円の減額を見込み、地方交付税総額で0.4%増の33億8,500万円を計上しております。

13款、国庫支出金は、臨時福祉給付金事業補助金8,957万4千円の皆減、医療扶助費等国庫負担金1,666万4千円の減額などにより、10.3%減の8億5,886万9千円を計上しております。

14款、県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金850万円の増額、三重県障害者グループホーム等緊急整備事業補助金750万円の追加などにより、2.4%増の6億683万9千円を計上しております。

17款、繰入金は、財政調整基金繰入金で3,327万1千円の減額となったものの、塵芥処理施設工事請負費の増加に対応するための公共施設等基金繰入金5,000万円の追加、公債費の増加に対応するための減債基金繰入金2,500万円の増額などにより、4.8%増の8億1,650万7千円を計上しております。

20款、市債は、臨時財政対策債、地方債対象事業費の減などに

より、31.4%減の5億6,620万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.4%減の43億3,033万8千円となっております。

まず、人件費は、定期昇給、人事院勧告による期末勤勉手当等の増などにより、0.8%増の14億773万5千円を計上しております。

扶助費は、臨時福祉給付金7,875万円の皆減、扶助費2,737万2千円の減額などにより、5.4%減の17億7,176万9千円を計上しております。

公債費は、平成9年度に借入れを行いました臨時税収補てん債などの償還が完了したものの、緊急防災・減債事業債、過疎対策事業債の償還額の増額などにより、2.4%増の11億5,083万4千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、光熱水費760万8千円、臨時雇賃金680万8千円などが減額となったものの、ふるさと納税関連業務等委託料5,000万円の増額などにより、2.5%増の16億8,525万4千円を計上しております。

補助費等は、ふるさと納税関連業務を返礼品に係る報償費を含め委託することとしたため、報償費4,025万円の皆減、病院事業会計負担金2,500万円、三重紀北消防組合負担金1,627万1千円の減額などにより、8.4%減の12億8,123万4千円を計上しております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金で1,338万4千円の減額となったものの、紀北広域連合分担金1,657万5千円の増額により、昨年度並みの11億1,485万7千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、水産基盤ストックマネジメント事業費、社会資本整備総合交付金事業費の増額などにより、35.2%増の2億1,602万9千円を計上、単独事業費で、塵芥処理施設に係る工事請負費が増額となったものの、保育所施設整備事業の完了などにより、40.5%減の4億1,020万8千円の計上となったことから、総額で23.2%減の6億7,047万1千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

これにつきましては、新年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成30年度から国民健康保険の財政運営が県に一元化されることに伴い、予算科目、内容を大幅に見直したことから、15.6%減の25億954万4千円を計上しております。

次に、21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、0.9%増の6億1,583万2千円を計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、1件の公共下水道整備事業債の償還が完了したことから、50.8%減の106万4千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比1.8%減の47億6,456万6千円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均192人、年間延べ7万226人、外来患者数が1日平均400人、年間延べ9万7,482人を見込んでおります。

22ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で43億7,718万1千円、支出で43億7,085万8千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で2億6,859万5千円、支出で3億8,738万5千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億1,879万円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

学資貸与金は、期間を平成31年度から平成34年度まで、限度額を1,200万円とするものであります。

次に、水道事業会計につきましては、対前年度比6.3%減の8億3,607万9千円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,452戸、年間総給水量368万9,821立方メートル、一日平均給水量1万109立方メートルを見込んでおります。

23ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入は5億4,917万8千円、支出は5億4,240万9千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は2,760万8千円、支出は2億8,690万1千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,929万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

(補正予算)

続きまして、平成29年度補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の「平成29年度一般会計補正予算（第5号）主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5,425万円を追加し、国民健康保険事業会計で1億2,085万5千円を減額、後期高齢者医療事業会計で2,143万2千円を追加、病院事業会計では、歳入で560万9千円を追加、歳出で381万9千円を減額し、水道事業会計では、歳入で1,759万4千円、歳出で1,491万3千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を194億155万5千円とするものであります。

先ず、一般会計からご説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款、市税533万1千円の増額は、市民税において、当初の見込みより調定額の増額を、市たばこ税において、加熱式たばこへの移行者の増加に伴う減額を見込んだことなどによるものであります。

13款、国庫支出金3,576万8千円の減額は、新たに当初予算で計上しておりました、税番号対応システム改修委託料に対し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金136万円が認められたこと、今回の補正予算で計上しております、子ども・子育て支援システム改修業務委託料に対する、子ども・子育て支援推進費補助金148万5千円の追加、事業費の確定等に伴う減額によるものであります。

14款、県支出金3,602万6千円の減額は、新たに防災倉庫整備事業費などに対して地域減災力強化推進補助金33万8千円が

認められたこと、事業費の確定等に伴う減額によるものであります。

16款、寄附金9,889万6千円の増額は、ふるさと寄附金として、4月から12月までの間に、3,219名の方から6,859万7千円、林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から3,030万円のご寄附をいただいたものであります。

20款、市債230万円の減額は、事業費の確定による減額と、過疎対策事業債ソフト分として3,440万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

ほとんどの事業において、事業費の確定等に伴う減額補正でありますので、主に増加したものについてご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等に伴う減額に基金運用収入を加えた1億8,767万5千円を財政調整基金に、一般財団法人尾鷲みどりの協会からご寄附いただいた3,030万円に基金運用収入を加えた3,031万7千円を尾鷲みどりの基金に、3,219名の方からご寄附いただいた6,859万7千円に基金運用収入と、当初予算においてふるさと応援基金を充当しておりました、事業費の確定に伴う積戻し分を加えた6,979万1千円を、ふるさと応援基金に積み立てるものであります。

5ページをご覧ください。

民生費の児童措置費では、子ども・子育て支援新制度に対応する保育所運営費積算のための、子ども・子育て支援システム改修業務委託料148万5千円の追加であります。

7ページをご覧ください。

土木費の砂防費では、県単事業に対する急傾斜地崩壊対策事業地元負担金700万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

2事業につきまして、いずれも年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

尾鷲市斎場指定管理料及び指定ごみ袋保管配送業務委託につきましては、入札等による事業費の確定により、限度額をそれぞれ7,521万1千円から7,241万1千円に、163万6千円から128万6千円に変更するものであります。尾鷲市立中央公民館電気保安管理業務委託につきましては、事業費の増額により、限度額を91万5千円から96万3千円に変更するものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、1億2,085万5千円を減額し、歳入歳出予算総額を29億9,230万7千円とするものであります。

歳入では、12月までの実績等の精査により国民健康保険税2,112万7千円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等国庫支出金の減などによる国庫支出金3,216万1千円の減額、保険基盤共同安定化事業交付金の減などによる共同事業交付金9,755万5千円の減額、職員給与費等繰入金の見込みの減、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金5,148万8千円の増額などによる繰入金4,544万8千円の増額が主なものであります。

歳出では、一般療養給付費の増などによる保険給付費2,154万6千円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の減などによる共同事業拠出金1億4,157万5千円の減額が主なものであります。

次に、10ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、2,143万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を、6億4,978万4千円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料291万7千円の増額、療養給付費市町負担金前年度精算金により諸収入2,159万5千円の増

額であります。

歳出では、額の確定に伴う一般会計繰出金の増に伴う諸支出金 2, 159万5千円の増額であります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、業務の予定量である入院患者数が年間延べ988人の減少、外来患者数が年間延べ1,229人の減少に伴い、入院収益は一人当たりの単価の増加により、5,388万円の増額、外来収益は5,491万5千円の減額、その他医業収益は予防接種等の増加に伴う604万5千円の増額により、合計501万円の増額であります。

支出では、医業費用1,188万6千円の減額は、人事異動等による給与費466万9千円の減額、施設修繕費、医療機器賃借料等の実績に伴う経費721万7千円の減額が主なものであります。

医業外費用866万8千円の増額は、修学資金免除分839万9千円の追加が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債等の企業債120万円の減額、投資返還金179万9千円の増額により、合計59万9千円の増額であります。

支出では、医療器械購入費の入札差金に伴う、資産購入費60万1千円の減額であります。

続きまして、12ページをご覧ください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益は給水収益を910万1千円の減額、及び無収給水に対する他会計負担金を13万7千円減額することにより、合計923万8千円の減額、営業外収益は受取利息の減額などにより、9万8千円の減額であります。

支出では、営業費用は額の確定による委託料の減額などにより、451万6千円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額、消費税納付額の増額により、40万3千円の増額であります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金等の減額、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により、８２５万８千円の減額であります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により、１，０８０万円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、３６ページをご覧ください。

議案第２５号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」につきましては、本市の高齢者の方が、健康でいきいきと安心して地域で生活できるよう、高齢者福祉サービスの質を維持、向上させながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向けた計画であり、尾鷲市議会基本条例第９条第４号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、３７ページの議案第２６号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」につきましては、本市の障がい者、障がい児に対する福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画であり、尾鷲市議会基本条例第９条第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、３８ページの議案第２７号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、公の施設の指定管理を行うにあたり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第２号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」から議案第２７号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」までの計２６議案についてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案第28号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましてご説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。

公平委員会委員3名のうち、「田中繁勝（たなか しげかつ）」氏の任期が、本年3月31日に満了となることから、「田中」氏の後任に「南 進（みなみすすむ）」氏を選任しようとするものであります。

同氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有していることから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

次ページに、経歴等を掲載しておりますのでご参照願います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましてご説明いたします。

議案書の41ページをご覧ください。

人権擁護委員7名のうち、「川上 輝佐子（かわかみ きさこ）」氏の任期が本年3月31日に満了となることから、「川上」氏の後任に、「川上 愛雄（かわかみ よしお）」氏を推薦するものであります。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員の委嘱については、平成28年度より1月1日、7月1日の年2回の運用となったことから、「川上 愛雄（かわかみ よしお）」氏が委嘱される7月1日までは、「川上 輝佐子（かわかみ きさこ）」氏が、同法第9条の規定により、引き続き委員を務めることとなります。

次ページに、経歴等を掲載しておりますのでご参照願います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)